

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で小売店舗を経営する申立会社について、一時休店を余儀なくされたことに伴う逸失利益、在庫移転費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

ア 損害項目：逸失利益

期 間：自平成24年3月1日至平成24年3月31日
金 額：492万0656円

イ 損害項目：申立人及び申立外A株式会社間における平成〇年〇月〇日付締結に係る電力需給追加契約解約によりB店に生じた電気料金増加分

期 間：自平成24年3月16日至平成24年5月15日
金 額：7800円

ウ 損害項目：B店の商品在庫移転に係る費用

期 間：自平成23年5月1日至平成23年5月31日
金 額：75万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、金567万8456円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月2日

（仲介委員 角田 淳）